

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部改正について
 (令和8年度当初予算：地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金等)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第1編 共通事項</p> <p>(定義等)</p> <p>第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 「地域公共交通利便増進事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。</p> <p>イ 活性化法第27条の14第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画(以下「利便増進計画」という。)を策定するために必要な調査を行う事業</p> <p>ロ 利便増進計画(活性化法第27条の15の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第128条及び別表26-1の利便増進計画策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。)に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業</p> <p>九～十二 (略)</p> <p>(協議会)</p> <p>第3条 前条第1項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。</p>	<p>第1編 共通事項</p> <p>(定義等)</p> <p>第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 「地域公共交通利便増進事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。</p> <p>イ 活性化法第27条の16第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画(以下「利便増進計画」という。)を策定するために必要な調査を行う事業</p> <p>ロ 利便増進計画(活性化法第27条の17の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第128条及び別表26-1の利便増進計画策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。)に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業</p> <p>九～十二 (略)</p> <p>(協議会)</p> <p>第3条 前条第1項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。</p>

- 一 関係する都道府県又は市区町村
- 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- 三 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。）又は航空局
- 四 その他地域の生活交通の実情、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者

2 第2編第1章の陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画を作成する都道府県又は市町村が組織する活性化法第6条第1項に規定する協議会（以下「活性化法法定協議会」という。）にあっては、地域間幹線系統は地域間のみならず地域内の生活交通の機能を有すること、地域内フィーダー系統は地域間幹線系統と一体として地域の生活交通ネットワークを形成するものであることから、これらを踏まえ、的確かつ効果的な計画の策定が可能となるよう関係する都道府県及び市区町村がともに参加すること。

3 第2編第2章の離島航路に係る地域公共交通確保維持事業に係る生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画を含む。）を策定する協議会にあっては、離島航路が地域の幹線交通であるとともに生活交通であることから関係する都道府県及び市町村がともに参加すること。

4 地方運輸局等及び航空局は、生活交通確保維持改善計画の策定に必要な助言等を行う。

5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は航空局の長に報告しなければならない。

第2編 地域公共交通確保維持事業

- 一 関係する都道府県又は市区町村
- 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- 三 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。）又は地方航空局
- 四 その他地域の生活交通の実情、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者

2 第2編第1章の陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画を作成する都道府県又は市町村が組織する活性化法第6条第1項に規定する協議会（以下「活性化法法定協議会」という。）にあっては、地域間幹線系統は地域間のみならず地域内の生活交通の機能を有すること、地域内フィーダー系統は地域間幹線系統と一体として地域の生活交通ネットワークを形成するものであることから、これらを踏まえ、的確かつ効果的な計画の策定が可能となるよう関係する都道府県及び市区町村がともに参加すること。

3 第2編第2章の離島航路に係る地域公共交通確保維持事業に係る生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画を含む。）を策定する協議会にあっては、離島航路が地域の幹線交通であるとともに生活交通であることから関係する都道府県及び市町村がともに参加すること。

4 地方運輸局等及び地方航空局は、生活交通確保維持改善計画の策定に必要な助言等を行う。

5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通

第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

(地域公共交通計画)

第17条 陸上交通(地域内フィーダー系統)に係る地域公共交通確保維持事業(以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。)を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。ただし、次条において準用する第8条第1項の認定の申請に必要な地域公共交通計画の計画期間が、補助対象期間に満たない場合について、その満たない計画期間が6月以下である場合には、合理的理由があると認められるときは、当該地域公共交通計画の計画期間内とみなす。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
 - 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
 - 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
 - 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
- 2 前項の地域公共交通計画には、次に掲げる事項について具体的に記載した書類を添付するものとする。
- 一 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
 - 二 前項第一号の運行系統の概要及び運送予定者
 - 三 前項第一号の運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団

第1章 陸上交通

第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

(地域公共交通計画)

第17条 陸上交通(地域内フィーダー系統)に係る地域公共交通確保維持事業(以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。)を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。ただし、次条において準用する第8条第1項の認定の申請に必要な地域公共交通計画の計画期間が、補助対象期間に満たない場合について、その満たない計画期間が6月以下である場合には、合理的理由があると認められるときは、当該地域公共交通計画の計画期間内とみなす。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
 - 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
 - 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
 - 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
- 2 前項の地域公共交通計画には、次に掲げる事項について具体的に記載した書類を添付するものとする。
- 一 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
 - 二 前項第一号の運行系統の概要及び運送予定者
 - 三 前項第一号の運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団

体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

五 補助対象系統の利用状況を改善させる取組（取組内容、実施主体、効果目標及びその他特記事項）

3 （略）

4 第2項第五号の規定により添付する取組には、補助対象期間の前々補助対象期間において実施した取組の結果を、前々補助対象期間終了後の達成状況の評価・分析を踏まえて、適切に反映させるものとする。

第2節の2 エリア一括協定運行事業

（補助対象事業の基準等）

第18条の5 本節における補助対象事業について、その補助対象経費は、利便増進計画に定める事項としてエリア一括協定運行事業に係る協定に記載された交通サービス購入費とし、その補助金交付額は、補助対象事業の実施期間を通じた補助金交付額総額に相当する額として、別表10の2に定める要件に適合する運行系統に係る運行であって、別表10の3に定めるところにより算定された額とする。

2 本節による補助対象期間が開始する前々補助対象期間において第1節又は第2節による補助金の交付を受けていた運行系統（前々補助対象期間において第2節による補助金の交付を受けていなかった運行系統であって、利便増進計画の策定により第16条第2項の適用を受けて新たに補助対象系統となる運行系統を含む。以下この条において同じ。）について、その運行区間の一部のみを本節によるエリア一括協定運行事業の補助対象系統とする場合には、その余の運行区間については、毎年度、別表10の3に定めるところによ

体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

3 （略）

第2節の2 エリア一括協定運行事業

（補助対象事業の基準等）

第18条の5 本節における補助対象事業について、その補助対象経費は、利便増進計画に定める事項としてエリア一括協定運行事業に係る協定に記載された交通サービス購入費とし、その補助金交付額は、補助対象事業の実施期間を通じた補助金交付額総額に相当する額として、別表10の2に定める要件に適合する運行系統に係る運行であって、別表10の3に定めるところにより算定された額とする。

2 本節による補助対象期間が開始する前々補助対象期間において第1節又は第2節による補助金の交付を受けていた運行系統について、その運行区間の一部のみを本節によるエリア一括協定運行事業の補助対象系統とする場合には、その余の運行区間については、毎年度、別表10の3に定めるところにより各運行区間の距離その他の事項に基づき按分して算定し、第1節又は第2節の補助金交付額としてそれぞれ同節の補助金の交付を受けることができるものとする。

り各運行区間の距離その他の事項に基づき按分して算定し、第1節又は第2節の補助金交付額としてそれぞれ同節の補助金の交付を受けることができるものとする。

3 本節による補助対象期間が開始する前々補助対象期間において第1節又は第2節による補助金の交付を受けていた運行系統について、本節による異なる複数のエリア一括協定運行事業の補助対象系統としてその運行区間を分割する場合には、別表10の3に定めるところにより各運行区間の距離その他の事項に基づき按分して算定し、それぞれ第1項の規定を適用する。

4及び5 (略)

第2章 離島航路

第1節 総則

(定義)

第26条 この章において「離島航路」とは、本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄をいう。）と離島（本土に附属する島をいう。）とを連絡する航路、離島相互間を連絡する航路その他船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路をいう。

2 この章において「離島航路事業」とは、離島航路における海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第4項に規定する旅客定期航路事業で同法の適用を受けるものをいい、「離島航路事業者」とは、離島航路事業を営む者をいう。

3 前項の規定にかかわらず、第29条の事業の対象となっている離島航路において、利便増進計画に基づき、旅客定期航路事業から海上運送法第2条7項に規定する貨客定期航路事業又は同法第2条第9項に規定する一般不定期航

3 本節による補助対象期間が開始する前々補助対象期間において第1節又は第2節による補助金の交付を受けていた運行系統について、本節による異なる複数のエリア一括協定運行事業の補助対象系統としてその運行区間を分割する場合には、別表10の3に定めるところにより各運行区間の距離その他の事項に基づき按分して算定し、それぞれ第1項の規定を適用する。

4及び5 (略)

第2章 離島航路

第1節 総則

(定義)

第26条 この章において「離島航路」とは、本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄をいう。）と離島（本土に附属する島をいう。）とを連絡する航路、離島相互間を連絡する航路その他船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路をいう。

2 この章において「離島航路事業」とは、離島航路における海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第4項に規定する旅客定期航路事業で同法の適用を受けるものをいい、「離島航路事業者」とは、離島航路事業を営む者をいう。

3 前項の規定にかかわらず、第29条の事業の対象となっている離島航路において、利便増進計画又は運送継続計画に基づき、旅客定期航路事業から海上運送法第2条7項に規定する貨客定期航路事業又は同法第2条第9項に規定

路事業に転換した場合については、これらの事業を離島航路事業とみなす。

する一般不定期航路事業に転換した場合については、これらの事業を離島航路事業とみなす。

第3編 地域公共交通バリア解消促進等事業

第3編 地域公共交通バリア解消促進等事業

第3章 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業

第3章 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業

(補助対象事業等)

(補助対象事業等)

第98条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

第98条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業は、補助対象事業者が行う安全性の向上に資する次の各号に掲げる設備の整備等とする。ただし、第八号に掲げる設備以外の設備の整備等については、鉄道事業再構築実施計画（活性化法第23条第1項に掲げる計画であって、同法第24条第2項の規定により大臣の認定を受けたものにかぎる。以下「再構築計画」という。）に基づき行われる場合を除き、当該設備の修繕を行う場合に限り（補助対象事業者が第3項の鉄軌道事業者に車両を貸与する場合は、車両の導入に限る。）。

2 本章における補助対象事業は、補助対象事業者が行う安全性の向上に資する次の各号に掲げる設備の整備等とする。ただし、第八号に掲げる設備以外の設備の整備等については、鉄道事業再構築実施計画（活性化法第23条第1項に掲げる計画であって、同法第24条第3項の規定により大臣の認定を受けたものにかぎる。以下「再構築計画」という。）に基づき行われる場合を除き、当該設備の修繕を行う場合に限り（補助対象事業者が第3項の鉄軌道事業者に車両を貸与する場合は、車両の導入に限る。）。

一～九 (略)

一～九 (略)

3 (略)

3 (略)

（東日本大震災の被災地域における地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の特例）

第4条 大臣は、令和12年度までの間に限り、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（以下「原子力災害」という。）をいう。以下同じ。）により直接的に甚大な被害を受け、当該地域に係る地域間幹線系統の確保維持が特に必要であって、地方運輸局長が指定する市町村（以下「東日本大震災指定被災市町村」という。）又は別表27に掲げる福島県における原子力災害による避難指示・解除区域市町村（以下「福島12市町村」という。）への需要に対応して運行される地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業（以下「被災地域地域間幹線系統確保維持事業」という。）を行う場合においては、第2編第1章の規定（第2節を除く。）にかかわらず、この条から附則第15条までに定めるところにより、予算の範囲内において補助対象事業者に補助金を交付することができるものとする。

（略）

（福島12市町村における車両の取得に対する補助の特例）

第15条の2 大臣は、令和12年度までの間に限り、福島12市町村への需要に応じた運行系統の運行に必要な車両の取得であって附則第15条の4の補助対象事業（以下「福島12市町村車両取得事業」という。）に対し、第2編第1章第3節の規定にかかわらず、この条から附則15条の9までに定めるところにより、予算の範囲内において、補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付することができる。

（略）

（東日本大震災の被災地域における地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の特例）

第4条 大臣は、令和7年度までの間に限り、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（以下「原子力災害」という。）をいう。以下同じ。）により直接的に甚大な被害を受け、当該地域に係る地域間幹線系統の確保維持が特に必要であって、地方運輸局長が指定する市町村（以下「東日本大震災指定被災市町村」という。）又は別表27に掲げる福島県における原子力災害による避難指示・解除区域市町村（以下「福島12市町村」という。）への需要に対応して運行される地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業（以下「被災地域地域間幹線系統確保維持事業」という。）を行う場合においては、第2編第1章の規定（第2節を除く。）にかかわらず、この条から附則第15条までに定めるところにより、予算の範囲内において補助対象事業者に補助金を交付することができるものとする。

（略）

（福島12市町村における車両の取得に対する補助の特例）

第15条の2 大臣は、令和7年度までの間に限り、福島12市町村への需要に応じた運行系統の運行に必要な車両の取得であって附則第15条の4の補助対象事業（以下「福島12市町村車両取得事業」という。）に対し、第2編第1章第3節の規定にかかわらず、この条から附則15条の9までに定めるところにより、予算の範囲内において、補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付することができる。

（略）

（東日本大震災の被災地域における地域公共交通調査事業の特例）

第17条 大臣は、令和12年度までの間に限り、東日本大震災により直接的に甚大な被害を受け、生活交通の確保維持のための対策が特に必要として、地方運輸局長が特に指定した市町村（以下「特定被災市町村」という。）において、生活交通の確保維持のための調査（以下「特定被災地域公共交通調査事業」という。）を行う場合においては、第4編の規定にかかわらず、この条から附則第20条までに定めるところにより、調査の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下附則第19条において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

（東日本大震災の被災地域における地域公共交通調査事業の特例）

第17条 大臣は、令和7年度までの間に限り、東日本大震災により直接的に甚大な被害を受け、生活交通の確保維持のための対策が特に必要として、地方運輸局長が特に指定した市町村（以下「特定被災市町村」という。）において、生活交通の確保維持のための調査（以下「特定被災地域公共交通調査事業」という。）を行う場合においては、第4編の規定にかかわらず、この条から附則第20条までに定めるところにより、調査の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下附則第19条において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

附 則（「国総地第203号、国鉄都第88号、国鉄事第580号、国自旅第167号、国自技環第186号、国海内第179号、国空事第1105号」「国総地第1号、国鉄都第8号、国鉄事第29号、国自旅第1号、国自技環第1号、国海内第2号、国空事第3号」）

第1条 この要綱の改正は、令和7年度第一次補正予算から施行する。

（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト）

第2条 大臣は、令和7年度第一次補正予算及び令和8年度予算に限り、全国各地の「交通空白」の早期解消に向けた地域の取組の立ち上げ支援や地域の多様な関係者の連携・協働や複数の主体による共同化・協業化を通じた運送サービスの提供、地方公共団体におけるモビリティデータを活用できる人材・組織の育成及び組織として効率的な地域交通への見直しを含む企画・立案や地域の関係者との調整を進める体制の整備、事業者・事業種の連携・協働により、デジタル技術を活用した高度サービスの実装の取組（以下「「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」という。）を行う者に対し、この条から附則第5条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者（以下この条から附則第5条までにおいて、「補助対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。

（交通DX・GXによる経営改善支援事業等）

第6条 大臣は、令和7年度第一次補正予算及び令和8年度予算に限り、附則別表2及び附則別表3、附則別表4に掲げる地域公共交通事業者が交通DX・GXによる地域交通の経営改善支援事業等（以下「交通DX・GXによる経営改善支援事業等」という。）を行う場合においては、この条から附則第25条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者（以下この条から附則第25条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。

附 則（国総地第203号、国鉄都第88号、国鉄事第580号、国自旅第167号、国自技環第186号、国海内第179号、国空事第1105号）

第1条 この要綱の改正は、令和7年度第一次補正予算から施行する。

（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト）

第2条 大臣は、令和7年度第一次補正予算に限り、全国各地の「交通空白」の早期解消に向けた地域の取組の立ち上げ支援や地域の多様な関係者の連携・協働や複数の主体による共同化・協業化を通じた運送サービスの提供、地方公共団体におけるモビリティデータを活用できる人材・組織の育成及び組織として効率的な地域交通への見直しを含む企画・立案や地域の関係者との調整を進める体制の整備、事業者・事業種の連携・協働により、デジタル技術を活用した高度サービスの実装の取組（以下「「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」という。）を行う者に対し、この条から附則第5条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者（以下この条から附則第5条までにおいて、「補助対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。

（交通DX・GXによる経営改善支援事業等）

第6条 大臣は、令和7年度第一次補正予算に限り、附則別表2及び附則別表3、附則別表4に掲げる地域公共交通事業者が交通DX・GXによる地域交通の経営改善支援事業等（以下「交通DX・GXによる経営改善支援事業等」という。）を行う場合においては、この条から附則第25条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者（以下この条から附則第25条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。

(自動運転社会実装推進事業)

第26条 国土交通大臣は、令和7年度第一次補正予算及び令和8年度予算に限り、交通DX・GXによる経営改善支援事業等のうち自動運転による地域公共交通実証調査事業（以下「自動運転社会実装推進事業」という。）を行う者（以下この条から附則第28条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付する。

附則（国総地第1号）

第1条 この要綱の改正は、令和8年度予算から施行する。

(施行の特例)

第2条 前条の規定にかかわらず、第17条第2項第五号の規定は、第18条の規定により準用する第8条第2項の規定に基づき令和9年6月末日までに国土交通大臣に提出する地域公共交通計画から適用する。

2 第17条第4項の規定は、第18条の規定により準用する第8条第2項の規定に基づき令和11年6月末日までに国土交通大臣に提出する地域公共交通計画から適用する。

(自動運転社会実装推進事業)

第26条 国土交通大臣は、令和7年度第一次補正予算に限り、交通DX・GXによる経営改善支援事業等のうち自動運転による地域公共交通実証調査事業（以下「自動運転社会実装推進事業」という。）を行う者（以下この条から附則第28条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付する。

別表10の2（第18条の5関連）

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率
活性化法定協議会	交通サービス購入費（利便増進計画に定める事項としてエリア一括協定運行事業に係る協定に記載された、エリア一括協定運行事業の実施期間における運送実施者による交通サービスの提供の対価	<p>利便増進計画に定める事項としてエリア一括協定運行事業に係る協定に記載された運行系統であって、都道府県又は市町村が定めた地域公共交通計画に記載されたものの運行のうち、次のイからニまでの全てに適合するもの。</p> <p>イ 乗合バス事業者又は道路運送法第78条第二号に定める自家用有償旅客運送を行う者であって、利便増進計画に記載されている運送実施者による運行であること。</p> <p>ロ 道路運送法施行規則第3条の3に規定する路線定期運行、路線不定期運行若しくは区域運行又は同規則第49条第一号に定める交通空白地有償運</p>	定額（補助対象事業の実施期間を通じた補助金交付額総額に相当する額として、別表10の3に定めるところにより算出される額）

別表10の2（第18条の5関連）

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率
活性化法定協議会	交通サービス購入費（利便増進計画に定める事項としてエリア一括協定運行事業に係る協定に記載された、エリア一括協定運行事業の実施期間における運送実施者による交通サービスの提供の対価	<p>利便増進計画に定める事項としてエリア一括協定運行事業に係る協定に記載された運行系統であって、都道府県又は市町村が定めた地域公共交通計画に記載されたものの運行のうち、次のイからニまでの全てに適合するもの。</p> <p>イ 乗合バス事業者又は道路運送法第78条第二号に定める自家用有償旅客運送を行う者であって、利便増進計画に記載されている運送実施者による運行であること。</p> <p>ロ 道路運送法施行規則第3条の3に規定する路線定期運行、路線不定期運行若しくは区域運行又は同規則第49条第一号に定める交通空白地有償運</p>	定額（補助対象事業の実施期間を通じた補助金交付額総額に相当する額として、別表10の3に定めるところにより算出される額）

	<p>として地方公共団体が支払う費用であって、エリア一括協定運行事業の運行系統について、その欠損額の合計を基礎として、地方公共団体と運送実施者との間で決められた額をいう。)</p>	<p>送(「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」(令和2年11月27日付け国自旅第316号)1に定める「交通空白地有償運送」をいう。)であって乗合旅客の運送に係るものであること。</p> <p>ハ 本節による補助対象期間が開始する前々補助対象期間において、第2編第1章第1節又は第2節の補助金の交付を受けていた運行系統(前々補助対象期間において第2節による補助金の交付を受けていなかった運行系統であって、<u>利便増進計画の策定により第16条第2項の適用を受けて新たに補助対象系統となる運行系統を含む。</u>)の運行(本節における補助対象期間の初日の前日まで継続する見込みのあるもの</p>				<p>として地方公共団体が支払う費用であって、エリア一括協定運行事業の運行系統について、その欠損額の合計を基礎として、地方公共団体と運送実施者との間で決められた額をいう。)</p>	<p>送(「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」(令和2年11月27日付け国自旅第316号)1に定める「交通空白地有償運送」をいう。)であって乗合旅客の運送に係るものであること。</p> <p>ハ 本節による補助対象期間が開始する前々補助対象期間において、第2編第1章第1節又は第2節の補助金の交付を受けていた運行系統の運行(本節における補助対象期間の初日の前日まで継続する見込みのあるものに限る。)を含む運行であること。</p>		
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

		<p>に限る。)を含む運行であること。</p> <p>二 ハの運行系統の運行が、本節における補助対象事業の実施期間中においても補助対象期間の末日まで継続し、引き続き第6条又は第16条の基準を満たす見込みのある運行であること。</p>				<p>二 ハの運行系統の運行が、本節における補助対象事業の実施期間中においても補助対象期間の末日まで継続し、引き続き第6条又は第16条の基準を満たす見込みのある運行であること。</p>	
<p>(注)</p> <p>1. 本節における補助対象事業の実施期間中における二の運行系統の運行は、本節による補助対象期間が開始する前々補助対象期間におけるハの運行系統の運行と全く同一の内容であることを求めるものではない。</p>				<p>(注)</p> <p>1. 本節における補助対象事業の実施期間中における二の運行系統の運行は、本節による補助対象期間が開始する前々補助対象期間におけるハの運行系統の運行と全く同一の内容であることを求めるものではない。</p>			

別表10の3 (第18条の5関連)

エリア一括協定運行事業 (交付額の算出方法)

交付額の算出方法

(交付額の算出方法)

1. 交付する額は、補助対象事業の実施期間を通じた補助金交付額総額に相当する額として、エリア一括協定運行事業に係る運行系統のうち、本節による補助金の交付を受けようとする補助対象期間が開始する前々補助対象期間において第2編第1章第1節又は第2節の補助金の交付を受けた運行系統(前々補助対象期間において第2節による補助金の交付を受けていなかった運行系統であって、利便増進計画の策定により第16条第2項の適用を受けて新たに補助対象系統となる運行系統を含む。以下「前々期間補助系統」という。)について、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受けた場合に算出される交付見込額(以下この別表において「単年度交付額」という。)の合計額に、補助対象期間の年数を乗じた額(以下この別表において「実施期間交付額総額」という。)とする。

2. 補助金の交付は、補助対象期間の初年度から最終年度までの単年度ごとに行うものとし、単年度ごとに交付する補助金の額は、実施期間交付額総額を補助対象期間の年数で除した額とする。

(18条の5第2項の規定による地域間幹線系統補助等の交付額の算出方法)

別表10の3 (第18条の5関連)

エリア一括協定運行事業 (交付額の算出方法)

交付額の算出方法

(交付額の算出方法)

1. 交付する額は、補助対象事業の実施期間を通じた補助金交付額総額に相当する額として、エリア一括協定運行事業に係る運行系統のうち、本節による補助金の交付を受けようとする補助対象期間が開始する前々補助対象期間において第2編第1章第1節又は第2節の補助金の交付を受けた運行系統(以下「前々期間補助系統」という。)について、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受けた場合に算出される交付見込額(以下この別表において「単年度交付額」という。)の合計額に、補助対象期間の年数を乗じた額(以下この別表において「実施期間交付額総額」という。)とする。

2. 補助金の交付は、補助対象期間の初年度から最終年度までの単年度ごとに行うものとし、単年度ごとに交付する補助金の額は、実施期間交付額総額を補助対象期間の年数で除した額とする。

(18条の5第2項の規定による地域間幹線系統補助等の交付額の算出方法)

3. 前々期間補助系統のうち、第18条の5第2項の規定によりエリア一括協定運行事業の補助対象系統とならない運行区間については、毎年度、当該前々期間補助系統の全部の運行区間をエリア一括協定運行事業の実施がなかったものとして第1節又は第2節の補助金としてそれぞれ同節に定めるところにより算定した補助金交付額に、当該全部の運行区間のうちエリア一括協定運行事業の補助対象系統とならない運行区間の占める割合を乗じた額を第1節又は第2節の補助金交付額とし、これを一の前々期間補助系統ごとに算定する。この場合において、1.の単年度交付額については、当該単年度交付額から、当該補助金交付額の合計額に相当する額を減額するものとする。

(18条の5第3項の規定による分割した運行区間の交付額の算出方法)

4. 前々期間補助系統のうち、第18条の5第3項の規定により異なる複数のエリア一括協定運行事業の補助対象系統に分割する運行区間については、当該前々期間補助系統の全部の運行区間をエリア一括協定運行事業の実施がなかったものとして第1節又は第2節の補助金としてそれぞれ同節に定めるところにより算定した補助金交付額に、当該全部の運行区間のうち異なる複数のエリア一括協定運行事業の補助対象系統に分割する各運行区間の占める割合を乗じた額を、それぞれ異なる複数のエリア一括協定運行事業の単年度交付額の一部として算入し、これを一の前々期間補助系統ごとに算定する。

3. 前々期間補助系統のうち、第18条の5第2項の規定によりエリア一括協定運行事業の補助対象系統とならない運行区間については、毎年度、当該前々期間補助系統の全部の運行区間をエリア一括協定運行事業の実施がなかったものとして第1節又は第2節の補助金としてそれぞれ同節に定めるところにより算定した補助金交付額に、当該全部の運行区間のうちエリア一括協定運行事業の補助対象系統とならない運行区間の占める割合を乗じた額を第1節又は第2節の補助金交付額とし、これを一の前々期間補助系統ごとに算定する。この場合において、1.の単年度交付額については、当該単年度交付額から、当該補助金交付額の合計額に相当する額を減額するものとする。

(18条の5第3項の規定による分割した運行区間の交付額の算出方法)

4. 前々期間補助系統のうち、第18条の5第3項の規定により異なる複数のエリア一括協定運行事業の補助対象系統に分割する運行区間については、当該前々期間補助系統の全部の運行区間をエリア一括協定運行事業の実施がなかったものとして第1節又は第2節の補助金としてそれぞれ同節に定めるところにより算定した補助金交付額に、当該全部の運行区間のうち異なる複数のエリア一括協定運行事業の補助対象系統に分割する各運行区間の占める割合を乗じた額を、それぞれ異なる複数のエリア一括協定運行事業の単年度交付額の一部として算入し、これを一の前々期間補助系統ごとに算定する。

(注)

1. 「運行区間の占める割合」については、運行区間の距離のほか、各運行区間の利用者の数など、合意して定める事項に基づく割合とすることを妨げるものではない。

(注)

1. 「運行区間の占める割合」については、運行区間の距離のほか、各運行区間の利用者の数など、合意して定める事項に基づく割合とすることを妨げるものではない。